

石川県介護支援専門員実務研修 実習実施要綱

1 実習の目的

介護支援専門員実務研修受講者（以下、「実習生」という。）に、実習現場におけるケアマネジメントプロセスの経験を通じて、実践に当たっての留意点や今後の学習課題等を認識させることを目的とする。

2 実習の内容

- (1) 実習期間は、3日間以上（おおむね18時間程度）とし、実習生が受講する実務研修の前期日程終了日から後期日程開始日までの期間とする。
- (2) 実習場所は、原則として実習受入事業所の事業所及び実習協力者の自宅等とし、必要に応じて実習受入事業所が定めるものとする。
- (3) 内容については、介護支援専門員実務研修実施要綱（平成27年2月12日付け老発0212第1号厚生労働省老健局長通知）による。なお、具体的な実習内容については、実習受入事業所と、石川県が研修を委託する研修実施機関（以下、「研修実施機関」という。）が協議の上、決定するものとする。

3 実習受入事業所の登録

- (1) 実習の受入体制を整備している事業所は、石川県介護支援専門員実務研修実習受入事業所登録申請書（第1号様式）を県に届け出ることとする。
- (2) 県は、(1)を受けて登録し、石川県介護支援専門員実務研修実習受入事業所登録決定通知書（第2号様式）により通知する。
- (3) 実習受入事業所は、登録した内容に変更が生じた場合、速やかに石川県介護支援専門員実務研修実習受入事業所登録事項変更届出書（第3号様式）を県に提出することとする。
- (4) 県は、研修実施機関に、登録情報を提供する。
- (5) 県は、複数年度にわたり実習受入の解除及び拒否が続く実習受入事業所について、登録を消去することができる。

4 実習生の割り当て

- (1) 研修実施機関は、実習受入事業所と実習生の割り当てを行い、石川県介護支援専門員実務研修実習受入依頼書（第4号様式）により、実習受入事業所へ受入を依頼する。
- (2) 実習受入事業所は、受入を承諾する場合は、石川県介護支援専門員実務研修実習受入承諾書（第5号様式）を研修実施機関に提出することとする。
- (3) 実習生は、実習を受けるにあたり、石川県介護支援専門員実務研修実習同意書（第6号様式）を研修実施機関に提出する。

5 実習指導者

実習指導は、あらかじめ実習受入事業所が研修実施機関に示した実習指導者を責任者として行う。なお、実習指導者は、主任介護支援専門員研修を修了し、実習内容について説明を受けている者とする。

6 連携と協力

実習受入事業所と研修実施機関は、実習の実施にあたって、双方、連携と協力を図り、円滑な実習を行うことができるよう努めるものとする。

7 事故の責任

- (1) 実習生が、実習中に過失等により、実習受入事業所または実習受入事業所の利用者及び第三者に損害を与えた場合は、実習生もしくは研修実施機関がその損害賠償責任を負うものとし、その責任の範囲は、研修実施機関が加入する賠償責任保険によるものとする。
- (2) 実習生の実習期間中における事故及び災害等による損害賠償の責任は、実習受入事業所に故意または過失がある場合を除き、実習生もしくは研修実施機関が負うものとする。

8 緊急時の対応

研修実施機関は実習受入事業所に対し、あらかじめ実習中の事故、病気、天災等緊急時における連絡先を伝えておくものとする。ただし、やむを得ない事情により実習受入事業所が研修実施機関に対して連絡することが困難な場合は、当該事故等の対応後、速やかに研修実施機関に連絡するものとする。

9 実習協力者への説明と同意

- (1) 実習受入事業所は、実習協力者に対して、実習の目的や内容、期間等についての説明を適切に行い、同意を得るものとする。
- (2) 実習受入事業所は、実習協力者の権利を侵害しないよう、適切な配慮を行うものとする。

10 実習生の権利

- (1) 実習受入事業所は、実習生の権利を侵害しないよう、適切な配慮を行うものとする。
- (2) 研修実施機関は、実習受入事業所に対して実習生に関する個人情報を必要最小限の範囲で提供するものとし、実習受入事業所は実習生の個人情報について守秘義務を負うものとする。

11 実習生の義務

- (1) 研修実施機関は、実習生に対し、実習期間中に知り得た事実について、実習期間中はもとより、実習終了後においても、個人情報保護法並びに介護保険法の趣旨に則り、守秘義務を負わせるものとする。
- (2) 実習期間中の実習日および実習時間は、実習受入事業所の職員の勤務日及び勤務時間、実習内容等を勘案し、実習受入事業所の実習指導者と実習生で定めるものとする。

12 実習受入の解除、変更

やむを得ない事情で実習を中止する場合は、実習受入事業所と研修実施機関が協議の上、実習受入の解除もしくは変更を行うことができる。

13 実習報告

実習受入事業所は、実習終了後速やかに別紙石川県介護支援専門員実務研修報告書兼評価書（第7号様式）を研修実施機関に提出するものとする。

14 特定事業所加算算定業務のための情報提供

県は、特定事業所加算算定業務のため、当該研修受入事業所を管轄する県・市町の事業者指導担当課へ登録及び実習受入状況について情報提供する。

15 その他

実習の履行に関し、特に定めのない事項の取扱いおよび解釈上、疑義が生じた場合の取扱いについては、その都度、実習受入事業所と研修実施機関が協議するものとする。

附 則

この要綱は平成28年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年10月26日から施行する。